

銚子市国民健康保険の保険料率見直し方針

令和4年10月

銚子市

はじめに

銚子市の国民健康保険事業特別会計は、平成 27 年度に初めて実質収支が赤字となり、平成 29 年度末時点における累積赤字は約 2 億 7 千万円に達し、危機的な状況となりました。一方で、平成 30 年度の国民健康保険制度の広域化によって、県が国民健康保険事業の運営主体となり、国費が拡充され、保険料負担は軽減されることとなりました。その際、平成 29 年度までの累積赤字を解消するため「銚子市国民健康保険事業特別会計財政計画（平成 30 年度から令和 4 年度）」（以下「財政計画」という。）を策定し、引き下げ可能となった保険料率を据え置き、その収支差により累積赤字の解消に努めてまいりました。

この結果、1 年前倒しで財政計画の目標を達成し、令和 3 年度末で累積赤字を解消する見通しがたったことから、令和 4 年度に保険料率の適正化を図るため、改定を行ったところです。

また、保険料率の改定を行う際、国民健康保険事業の運営に関する協議会から「診療報酬改定による影響等を踏まえ、2 年ごとに保険料率の見直しを行い、単年度収支が赤字にならない財政運営に努めること」という答申の附帯意見をいただき、本市としても、今後、赤字財政に陥ることのないよう、新たに「銚子市国民健康保険の保険料率見直し方針」を定め、安定的な運営に努めてまいります。

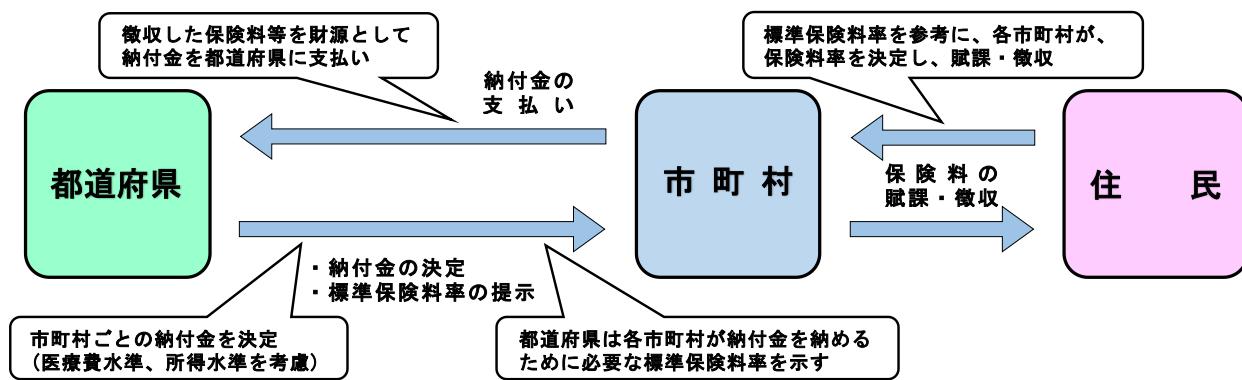
第 1 国民健康保険制度

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として、被用者保険等に加入しないすべての人が安心して医療を受けることができる公的医療保険制度として重要な役割を担っています。

国民健康保険料は、国民健康保険加入者である被保険者の医療給付等に要する医療給付費分（以下「医療分」という。）のほか、75 歳以上の後期高齢者医療制度に対する支援金（以下「後期分」という。）、介護保険制度に対する納付金（以下「介護分」という。）で構成されています。

このうち、医療分と後期分は、全ての被保険者が保険料を負担し、介護分は、介護保険第 2 号被保険者である 40 歳から 64 歳までの被保険者が保険料を負担する仕組みです。

この保険料は、国民健康保険制度の運営主体である都道府県が、各市町村の医療分、後期分、介護分それぞれの必要額を算出した上で、この必要額を基に市町村が保険料率を定め、保険料を徴収し、国民健康保険事業費納付金として都道府県に納めています。

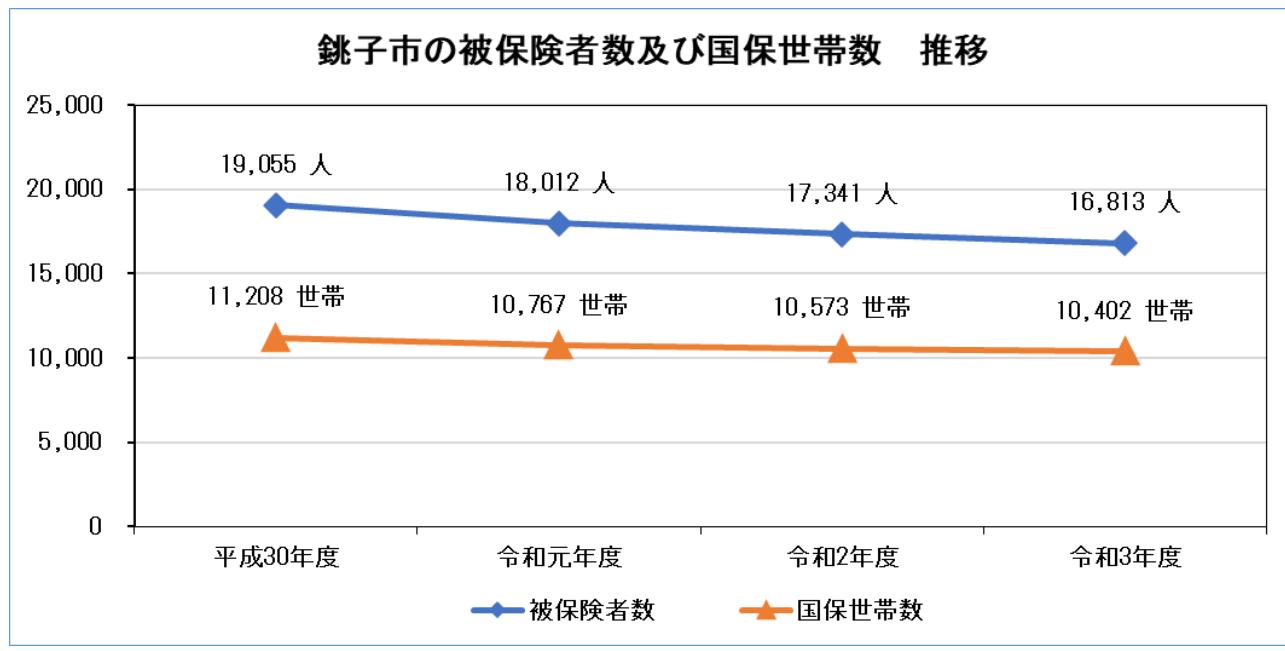


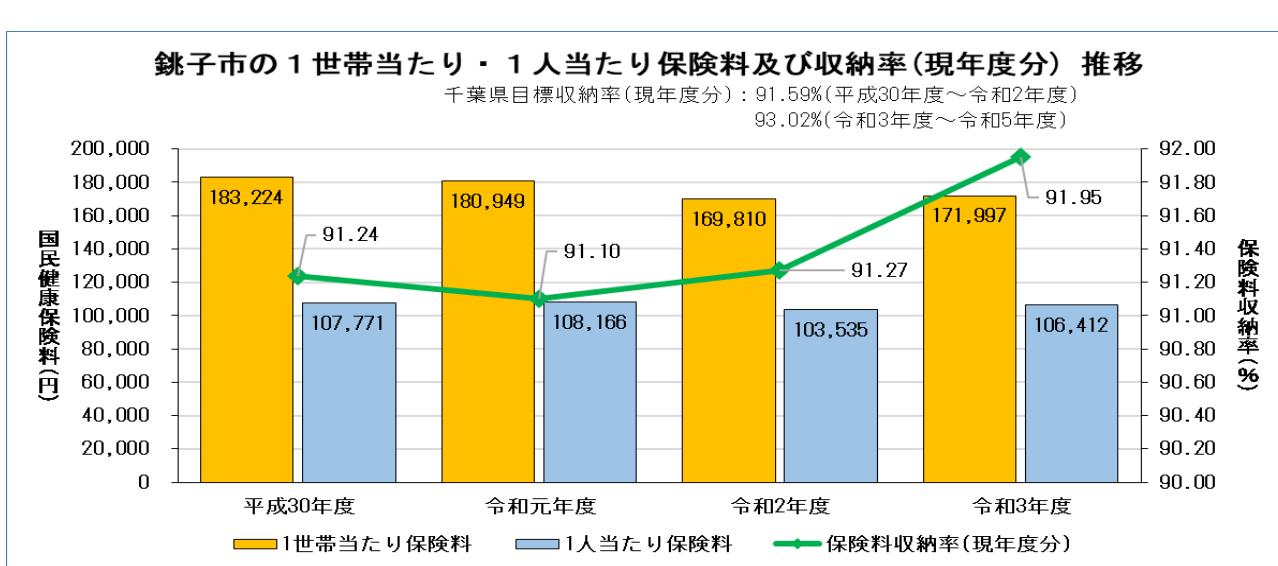
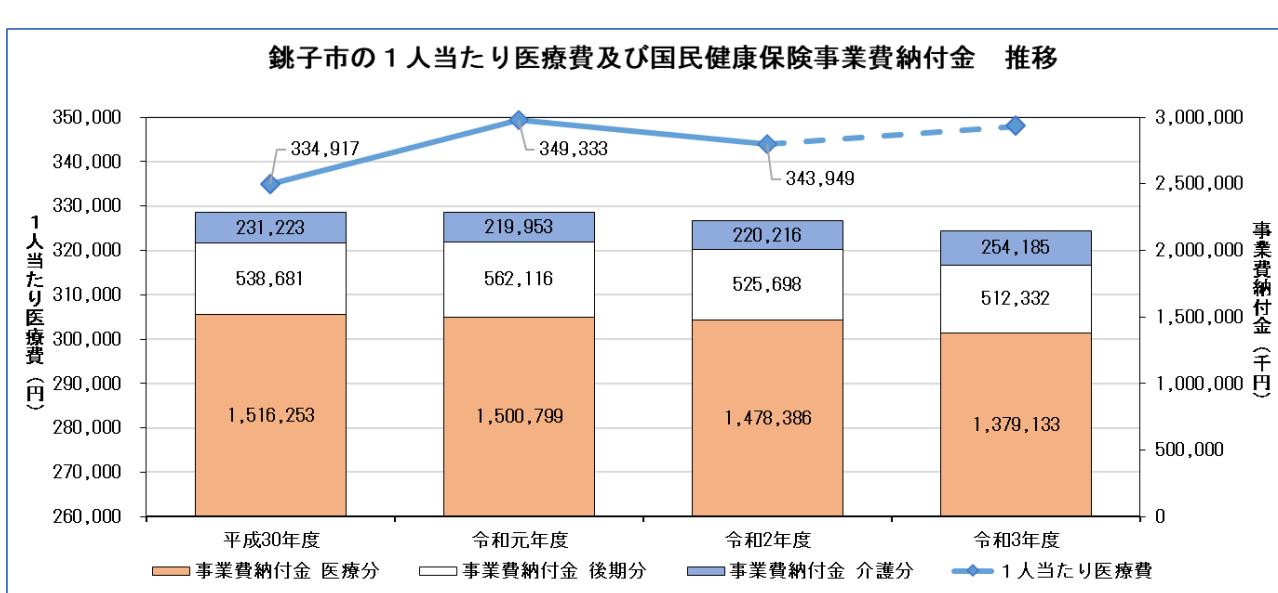
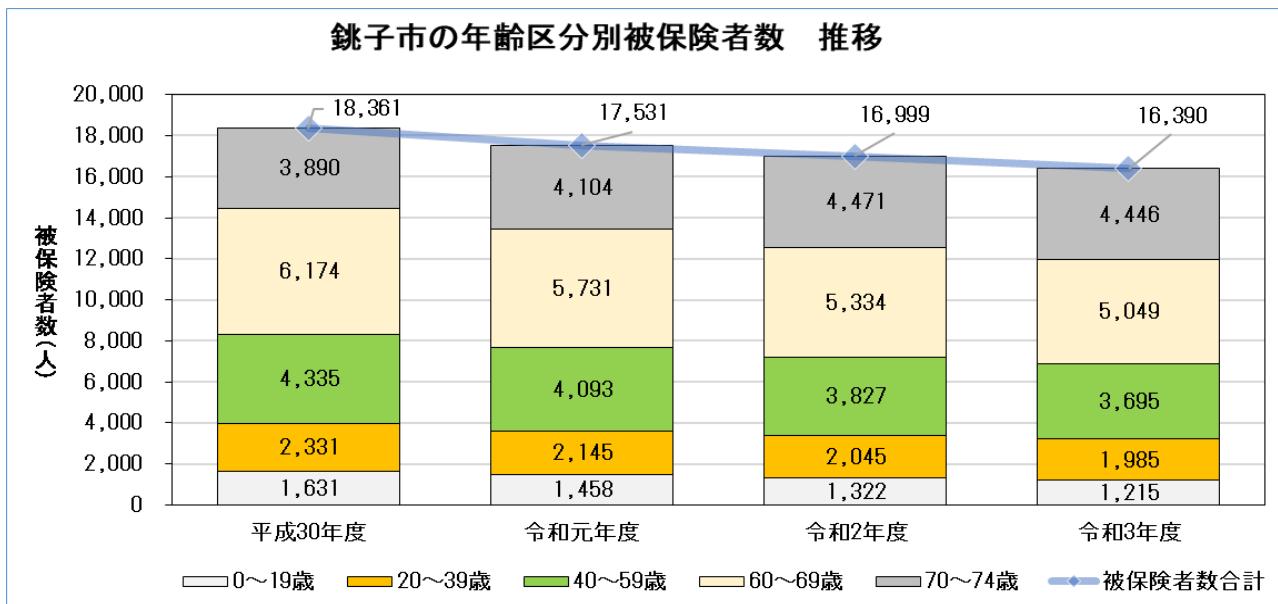
第2 国民健康保険の現状

国民健康保険は、加入者の年齢構成が高いため医療費水準が高い反面、加入者が年金受給者などの無職世帯や非正規雇用の被用者が増加していることにより所得水準が低く、多くの加入者は所得に占める保険料の負担割合が大きくなっています。

また、医療費は、高齢化及び医療の高度化に伴い、年々増加傾向にあるほか、65歳以上人口の増加により介護保険制度の利用者も増加しており、国民健康保険事業費納付金に係る1人あたりの保険料負担は年々増え続けています。

なお、令和2年度の納付金については、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより医療費が減少したことに伴い、多額の剰余金が生じたため、令和4年度の納付金で清算されることとなります。加えて、診療報酬改定により薬価が引き下げられることから、令和4年度の1人あたりの納付金は令和3年度と同程度に抑制されますが、これは、例外的な状況であり、令和5年度以降は増加することが見込まれています。





第3 保険料率見直しの基本方針

国民健康保険事業特別会計は、令和3年度末で累積赤字を解消しましたが、財政調整基金が底をついている状況であり、また、被保険者数の減少による保険料の減収や、被保険者の高齢化及び医療の高度化に伴う医療費の増加など、依然として国民健康保険事業を取り巻く環境は厳しいものがあります。

今後も安定的な財政運営を継続するため、国民健康保険料の適正な賦課に努めるとともに、本市の収納率を県が定める目標収納率以上に向上させ、再び赤字財政に陥らないように次のとおり見直し方針を定め、適切に保険料率を見直すこととします。

- (1) 国民健康保険料の適正賦課については、令和4年度に医療分の資産割額を廃止し、不足していた介護分の引き上げを行い、保険料率の適正化を図ったところですが、後期分及び介護分が県の標準保険料率と比較すると、依然として低い水準であるため、引き続き、保険料率の見直しを行い、適正化を図ります。また、見直しの時期については、診療報酬改定と合わせて2年ごとと定め、定期的に見直すこととします。
- (2) 国民健康保険事業の安定的な財政運営に必要な収入を確保するため、滞納整理を強化し、さらなる収納率の向上を目指します。実態調査などで納付能力を見極め、処分できる財産がある場合は差押・換価を行い、収入額を確保するとともに、処分できる財産がない場合は執行停止を行うことで未収金の縮減を図ります。
- (3) 次回の見直しの際は、市単独事業として実施している「はり・きゅう・マッサージ施設利用助成事業」を廃止するとともに、新たに市単独事業を実施しようとするときは、受益者負担を原則とし、財源を踏まえて事業実施の可否を検討します。

なお、国民健康保険事業の運営主体である県が策定した「千葉県国民健康保険運営方針」において、県内の保険料率統一に向けた検討を行うとしていることから、県の動向を注視し、隨時、必要な見直しを行います。